

【報告概要】 国際紛争解決法制部会

ミャンマーにおける仲裁の現況

阿部 道明

ミャンマーにおける仲裁に関する法制度としては、古くは 1934 年英国仲裁法をベースにした 1944 年仲裁法があったが、今世紀に入ってこれが一新されることとなった。まず、2013 年に外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）が批准され、これに続いて 2016 年には、1944 年法に代わる新しい仲裁法が国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法をベースにする形で制定された。これに続いて、2018 年に最高裁が Notification の形で、具体的な手続などを定めた仲裁規則を制定した。さらに、2018 年にはミャンマー商工会議所が、ミャンマー独自の仲裁機関としてミャンマー仲裁センター（Myanmar Arbitration Centre=MAC）を設立した。

このように、形としての仲裁インフラはそれなりに整備されてきたが、それを十分に使いこなすにはまだまだ程遠い状況が続いている。特に 2021 年 2 月に国軍によるクーデターが起こり国際社会からの経済制裁を受けるに及んで外国からの投資意欲が減退し、仲裁制度の現実的な活用も足踏みしている状況である。

具体的には国内仲裁機関としての MAC の利用は進んでおらず、仲裁関連の裁判事案としてわずかに見られるのが、裁判所で、外国の仲裁裁定の承認・執行が求められた事案や、契約に仲裁条項があるにもかかわらず裁判所に提訴した件でいわゆる妨訴抗弁が主張されて争われた事案などである。一般的に見て裁判所は仲裁法を適用して仲裁に好意的な判断をしているケースが多いようであるが、裁判所によっては仲裁というものに不慣れで十分に理解されていないと考えられるような判断も出ている。

本報告は、このようなミャンマーの仲裁の現況に関して、法制度から、さらには具体的な事案の検討によって、分析評価をしていこうとするものである。